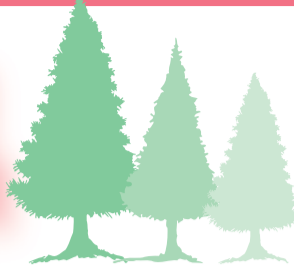


今回の「広報すぎなみ」緊急特集号は、区内の全世帯にお届けしています



すぎなみ



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

発行/杉並区 編集/広報課 〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話 33312-2111 FAX3312-9911 (広報課直通) http://www.city.suginami.tokyo.jp/

待機児童の解消に全力で取り組みます ～『待機児童解消緊急対策』を策定しました～

保育所整備は自治体の責務です

「子どもを預けられないので働けない…」

区にはお父さん、お母さんからの切実な声が届いています。

28年4月の認可保育所への入所希望者数は過去最高の約4000名となり、残念ながら待機児童数は昨年を大きく上回る結果となりました。

今、さらなる対策を講じなければ、待機児童の増加には歯止めがかかりません。

区は、住民に身近な基礎自治体の責務として、この緊急事態に正面から立ち向かい、保育所整備に総力を挙げて取り組みます。

なにとぞ区民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



区 の 取 組

- ニーズの高い認可保育所を中心に、これまでになく規模で保育所の整備を進めます
- 限られた期間で確実に整備を行うために、区立施設・用地の転用を図ります

29年4月に『待機児童ゼロ』を達成します！

緊急対策の詳細は、2～3面をご覧ください

必ずや、待機児童解消を



杉並区長 田中 良

働く方々が安心して育児と仕事を両立できる社会を実現するための最後の砦として保育所の整備は不可欠である。私はそう考えて、認可保育所の整備を急ピッチで進めてきました。

しかし、保育所への入所希望者は増え続け、28年4月の待機児童数は136名に。このままでは、今年当初に計画した1000名規模の定員増を行ったとしても、29年4月の待機児童はさらに500名以上に増えてしまうことがわかりました。そこで29年4月の待機児童解消を実現するために、新たに1000名規模の追加整備を行い、合計で2000名を超える定員増を図ることといたしました。

そして、今年度内という限られた期間でこれだけ多くの施設を確実に整備するために、公園を含め、区が保有する土地や建物を保育事業者に提供して施設整備を促進する、という苦渋の決断をした次第です。

規模においても手法においても、これまで例の無い緊急整備となりますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

一方で、私は、待機児童対策は地域レベルの課題ではなく、国を挙げて取り組むべき課題だと考えています。とりわけ急務と考えるのは、育児休業制度の抜本的な改革です。女性の就労はもはや当たり前のことであるにもかかわらず、それに対応する社会の仕組みとしての現在の育児休業制度はあまりにも脆弱です。希望する方すべてが安心して育児休業をとれるような制度の改革を国に対して強く求めながら、区民の皆さんのご理解・ご協力のもと、待機児童解消に全力で取り組んでまいります。

『すぎなみ保育緊急事態宣言』 

待機児童解消

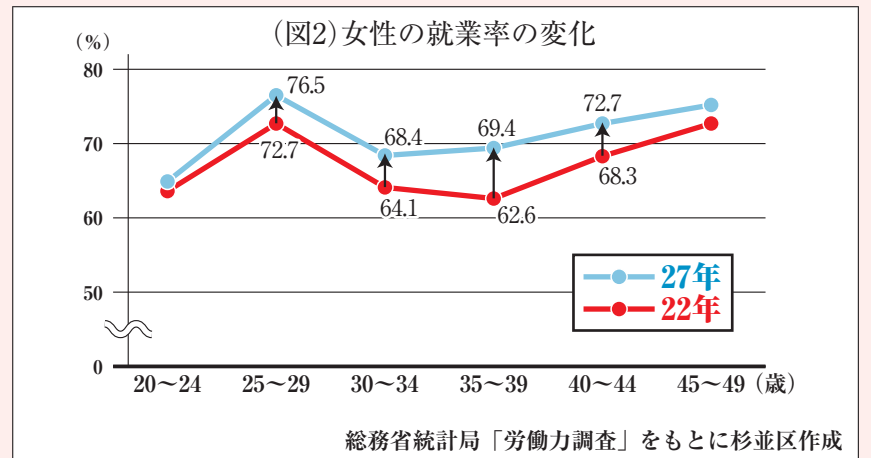
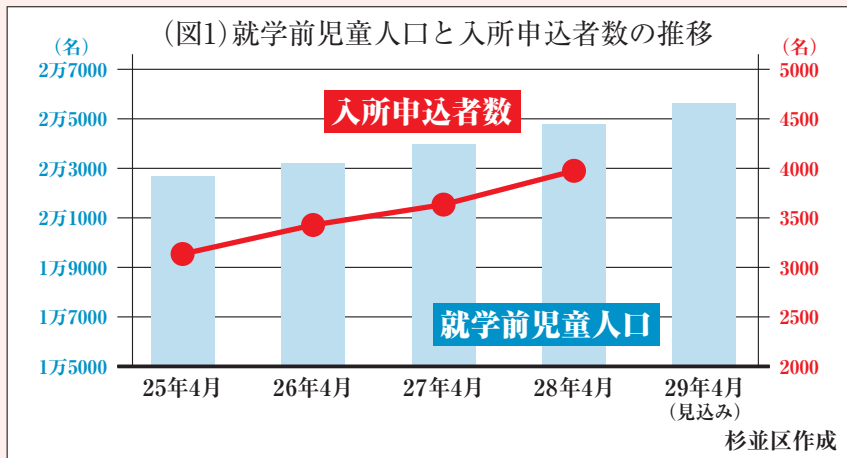
1. なぜ今、緊急対策が必要なのか？

背景 ～就学前児童人口の増加と女性の就業率の上昇～

近年、区内の就学前児童人口は増加傾向にあり、28年4月は2万5000名弱、さらに29年4月には2万6000名近くになる見込みです(図1)。

これに加えて、近年働く女性が増加しています。国の調査によると、27年の女性の就業率は5年前と比べ高くなっており、特に20歳代後半～40歳代前半の就業率が上昇しています(図2)。

こうした背景から保育需要は増加の一途をたどっており、28年4月の認可保育所入所申込者数は、前年比で約1割の増加となる4000名近くに達しました(図1)。



区の当初の取り組み ～定員1079名(予定)の整備を計画～



当初は29年4月までに認可保育所等10カ所(759名)を整備する予定でした。

その後、保育需要のさらなる増加が想定されたため、緊急対策(第一弾)として、区の土地や建物を活用した認可保育所等4カ所(320名)を追加整備し、合計1079名(予定)の整備を計画しました(表1)。

(表1) 緊急対策(第一弾)の内訳

施設名	所在地	種別	活用方法	定員(予定)
1 遊び場109番	上井草4-6	認可保育所	敷地の一部を活用し新築	100名
2 成田西二丁目用地	成田西2-24		敷地の一部を活用し新築	100名
3 宮前自転車集積所	宮前2-24		敷地の一部を活用し新築	100名
4 旧和田堀会館	堀ノ内2-22	定期利用保育*1	建物の一部を活用し改修	20名
320名				

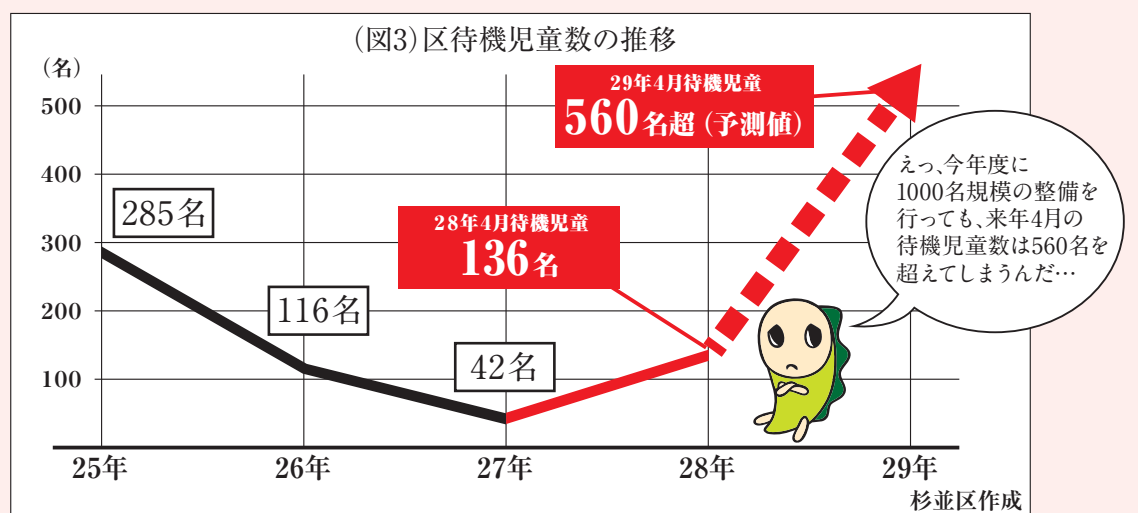
*1 定期利用保育…年々増加する保育需要に対応することを目的として、保育所等において1カ月単位(最大11回の更新、最長1年間)で児童を預かる一時保育のこと

さらに急増する入所申込者への対応 ～緊急対策(第二弾)の必要性～

上記計画を公表した後の推計で、29年4月の入所申込者数はさらに大幅に増加し、このままでは29年4月の待機児童数は、上記の緊急対策(第一弾)を実施しても560名を超える見込みとなりました(図3)。

こうした危機的状況の中、民間事業者からの保育所開設提案や新たな用地の取得など、これまでの手法のみに依存しているだけでは、29年4月の待機児童解消は困難です。

そのため区は、保有する土地や建物をさらに積極的に活用して保育所の大規模な整備を行う必要があると判断し、このたび緊急対策(第二弾)を策定しました。



急増する入所申込者に対応するためには、
区の土地・建物を活用した大規模かつスピーディーな整備が必要

消緊急対策

～29年4月までに、当初の計画と合わせ
2220名分の保育所を整備します～

2. 緊急対策（第二弾）では何をやるのか？

対策① 区立施設の活用などによる保育定員等の確保 ～新たに定員1141名(予定)を整備～

(1) 整備内容

29年4月の待機児童数560名超(予測値)の定員確保、さらには30年度以降の保育需要も見据えて、緊急対策(第二弾)において合計1141名(予定)に及ぶ施設整備を行います。

【整備の内訳】

- ・区立施設(公園等の区有地を含む)の活用により、区民ニーズの高い認可保育所を中心に11カ所(定員795名)を整備します(表2)。
- ・保育事業者からの開設提案による整備など(定員346名)を行います。

追加整備する施設
795名



保育事業者からの
開設提案による整備など
346名



合計
1141名整備

(表2) 緊急対策(第二弾)の内訳

施設名	所在地	種別	活用方法	定員(予定)
1 久我山東原公園	久我山5-12	認可保育所	敷地の一部を活用し新築	80名
2 向井公園	下井草3-13		敷地全体を活用し新築	120名
3 高井戸みどり公園	高井戸西1-9		敷地の一部を活用し新築	120名
4 井草地域区民センター中庭	下井草5-7		敷地の一部を活用し新築	120名
5 天沼中学校隣接用地	本天沼3-10		敷地の一部を活用し新築	100名
6 旧杉並中継所管理棟駐車場	井草4-15		敷地の一部を活用し新築	80名
7 土木材料置場	成田西3-8		敷地の一部を活用し新築	100名
小計				720名
8 善福寺だいかんやま公園	善福寺2-26	定期利用保育	敷地全体を活用し新築	25名
9 高齢者活動支援センター	高井戸東3-7		建物の一部を活用し改修	15名
10 北公園緑地事務所資材等置場	下井草4-21		敷地の一部を活用し新築	20名
11 区職員住宅久我山寮	久我山5-24		建物の一部を活用し改修	15名
小計				75名
				795名

(2) 対象施設の選定方法

今回選ばれた施設は、認可保育所整備に必要な一定規模以上の面積、立地条件や敷地に接している道路の状況、また29年4月までに整備が可能であるなどの条件を満たした施設の中から、地域の保育需要などに照らして、上記の11カ所を緊急対策(第二弾)として選定しました。

上記の施設の中には、公園を含め、普段皆さんが利用されている施設も含まれていますが、現在の危機的状況を打開し、29年4月までの短期間に待機児童を確実に解消するためには、これらをやむなく活用させていただかざるを得ないと判断しました。

対策② 保育の質の維持及び保育人材の確保の支援

(1) 保育の質の維持

区における認可保育所の保育士配置や面積基準は0・1歳児について、以前から国基準を上回る基準を設定して、保育環境の充実を図っています。今後も現在の保育水準を維持するとともに、保育士等の労働環境を保持するため、従来の区基準を堅持します。

(2) 保育人材の確保の支援

国の動向も注視しつつ、保育士の採用や離職防止に向けた保育事業者による取組への支援などを実施します。

- ・新卒者向け
保育士養成機関などの新卒者に向けた区内保育所の採用情報等のPRを支援
- ・潜在保育士*2向け
再就職の際の不安解消のための事前研修・職場体験などの支援
- ・現職保育士向け
育児休業を取得後、職場復帰する区内保育所勤務の保育士に対する保育所優先入所の実施など



*2 潜在保育士…保育士資格の取得をしているものの、保育所や認定こども園等で就労していない人

将来の保育需要を見据えて、29年4月までに合計2220名分の保育所を整備を実行！
すぎなみを『待機児童ゼロ』のまちへ



待機児童解消緊急対策 Q & A

Q 今回の緊急対策で施設整備の予定がない地域では保育所が足りているのですか。

A 保育ニーズが高いにもかかわらず、施設整備の条件を満たす区施設が無かった地域もあります。その地域では今後、積極的に民間からの開設提案を働きかけるなどの手法を用いて、保育所整備の促進を図ります。

Q 地域の中に保育所ができると、近隣の住環境に大きな影響が出るのではと不安ですが、どのような対策を考えていますか。

A 保育所の整備にあたっては、駐輪場の保育所内への整備、遮音設備の設置などの設備面での対策を行うとともに、子どもの送迎時のマナーやルールの徹底を図るなど、近隣環境へできる限りの配慮を行ってまいります。

Q 保育所整備を推進すると、そのことが他自治体からの転入者の増加を招き、結局、待機児童解消にはならないのではないのですか。

A 転入者が増えているのは事実ですが、大多数の区が同じ傾向にあり、保育所整備と転入者増加の因果関係を裏付ける根拠はありません。現に待機児童がいる以上、その解消に向けて保育所整備を推進することは、区として当然のことであると考えています。

いま、保育所が必要とされています

～今回の杉並区の取り組みについて、区民や有識者からのコメントをいただきました～

大きな希望をもたらす『緊急対策』

保育園ふやし隊@杉並

近年の保活*は大変厳しい状況です。例えば、今年区内の保育所のどこにも入ることができず、やむなく新橋や新宿などの保育所まで子どもを連れて預けている方がいます。また、2歳児までを対象とする保育室や小規模保育事業所などに



預けている方は、子どもが3歳になる時に再び保活をしなければなりません。さらには妊婦や産後直後から保活を始めている方も多く、なかには体調を崩してしまう方もいます。このように、保活は様々な面で保護者や子どもに大きな負担がかかっています。

私達は3年前に「保育園ふやし隊@杉並」を結成し、当事者である保護者の立場から安心して子どもを預けられる環境を願い、これまで認可保育所整備の必要性を繰り返し訴えてきました。それだけに今回、区が認可保育所を基本に、これまでにない規模の施設整備を実行することに対し、大変うれしく、心強く思っています。とりわけ今回「緊急対策」として、来年3月末までの短期間で整備することは、多くの保護者に大きな希望をもたらすに違いありません。

良好な子育て環境をつくるためには、こうした取り組みのほかにも改善が必要です。例えば、区には入園希望者や在園児の保護者のニーズを把握して、区内の地域格差や通園距離の是正に向けた取り組みを一層強化してほしいと思いますし、国には待機児童数のカウント方法の統一や、保育士の待遇改善、さらには希望する方が安心して育児休業が取れるような仕組みづくりを進めてほしいと思います。

私達は、今回の緊急対策が実現することを願っています。

しかし、保育園増設にあたっては、地域の方々の理解が必要不可欠とも考えております。私たち保護者も子どもたちも、同じ地域の一員として、皆さんとの関係を大切にしたいと思っています。

安心して子どもを預けられる環境の整備に向けて、今後も区や地域の皆さんとともに取り組んでいきます。

*保活…子どもを保育所に入れるために保護者が行う諸活動

保育所の整備は時代の要請

杉並区子ども・子育て会議会長、お茶の水女子大学教授 菅原ますみ

保育所の整備はまさに時代の要請だと思えます。日本の人口構成が大きく変わり、全体的には少子化ですが、都市部への人口集中が著しく、一方、地方では過疎化が加速しています。待機児童が発生しているのも、やはり人口が集中している都市部に多く、この傾向はしばらく続くことが予想されます。



また、未就学児を持つ女性の就労率が上昇しています。保護者の方々が安心して働く前提として、大切な子どもたちを託す保育環境が整備されていることが必要です。しかし、その環境整備が追いついていない現状があり、保育所の整備を精力的に行う杉並区の取り組みに賛同します。

今回の杉並区の対策は、区民のニーズが高い認可保育所を中心として保育所を整備すること、保育水準の確保や保育人材の確保支援という、量と質の両方を考えられていて目配りのある対策だと思えます。

理解を得るために、区民の皆さんに、丁寧に、細やかな説明を行いながら、進めていただきたいと思います。

安心して子どもを預けられる環境の整備を

杉並区子ども・子育て会議副会長、東京女子大学准教授 平林秀美

待機児童をゼロにするために、保育所を整備することは、もちろん大事なことです。保育の人材の確保も非常に重要な課題と言えます。例えば、定年や結婚などを期に、保育業界を離れた方など、即戦力として期待できる方々がもう一度復帰できるような環境を整備することも必要だと思えます。

また、日本では育児休業は多くの企業で1歳までですが、諸外国では3歳まで育児休業を取れるところもあります。社会全体の育児休業制度が充実していれば、0歳児や特に1歳児で保育所に入所できないということが起きないのかもしれない。

いずれにせよ、育児休業が終了したときに、安心して子どもを預けられる環境の整備が必要だと思えます。

(発行日) 毎月1日、11日、21日

